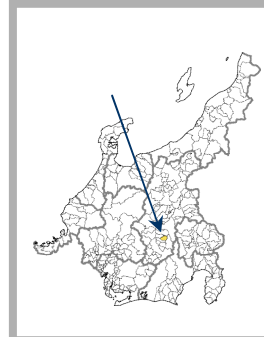


## 中川村(長野県):1. 村営バス/2. NPO 自家用車有償運送事業/3. 福祉輸送サービス 地域生活交通システム見直しによる効率的な交通システムの実現

人口	5,263 人	モード	乗継改善・ 複数モード
面積	77.05 km <sup>2</sup>	法令	道路運送法 (旧)第80条
人口 密度	68.31 人/km <sup>2</sup>	運営 主体	1 中川村 2 村・NPO 3 村・社会福祉 協議会



### ■ 取組の背景

#### 地域と交通の状況

【生活交通の確保】【過疎地域】

- ・ 中川村は天竜川兩岸の河岸段丘に位置し、坂の多い過疎地域である。
- ・ 民間バス事業者が村内で複数の営業バス路線を運行していたが、人口減少化とマイカーの普及で、路線は廃止されていた。平成 15 年度までは行政が主体となった各種バス(村営バス、スクールバス、児童クラブ輸送バス、患者輸送バス、村内循環バス、通勤バス等)が運行されていたが、全体的な利用者の減少傾向および、交通体系のまとまりのなさ、バス路線のない地域への対応、鉄道との接続本数の少なさ、福祉輸送サービスの適法化への対応など、バス運行事業全体を効率的で機能的なものとするための見直しが必要とされていた。

#### 活用メニュー(制度・協議会等)

【都道府県の補助金(総合)】

- ・ 長野県の「中山間地等生活確保事業」の補助金を活用している。

### ■ 実現したサービス

#### サービス内容

【地域交通体系整理】

- ・ 平成 16 年度に 3 つの事業により地域公共交通の見直しを行った。

#### ①村営巡回バス

- ・ 村内の 9 路線のバスを見直し、3 路線の巡回バスに機能集約し、運転業務は地元 NPO 法人に委託。
- ・ 運行時間帯を延長・運行日数増加。(平日 6 時 30 分から 21 時まで毎日運行)
- ・ 朝から高校生送迎のため 2 回運行→小中学生のスクールバス→村内巡回路線と車両を運用する。一般利用者もスクールバス路線を利用できる。
- ・ 火・木曜には北部、水・金曜は南部と曜日別に午後の時間に「午後バス」を運行。
- ・ 商業施設チャオを中心とした路線・時刻設定とし、そこで乗継ができるようにした。

#### ②NPO 自家用車有償運送事業(過疎地有償)

- ・ 規制緩和により可能となった「自家用車による有償運送サービス」を導入。村のバス運行事業では対応できない輸送手段を確保し、バス運行の空白となる地域・時間帯をカバーする。
- ・ 住民と行政の協力で導入し、地元 NPO 法人へ運行の協力を依頼。
- ・ 近隣タクシー事業者への影響を考慮し、運行範囲限定しつつ有償運送を行う。
- ・ 事前会員登録制で、2 日前までに事前予約し、運賃はエリア運賃設定でタクシーの約 1/2 の水準。
- ・ 村営巡回バス定期券所有者への割引実施により利用者の負担軽減と双方の利用促進を図る。

#### ③福祉輸送サービス(福祉有償)

- ・ 要介護者の「自家用車による有償運送サービス」を導入、実施主体は、中川村と中川村社会福祉協議会で、他の公共交通機関の利用が困難な交通不便者の外出支援を行う。
- ・ 事前会員登録制で、2 日前までに事前予約し、運賃は距離設定(1.9km まで 200 円、それを超える分は 100 円/2km を加算)である。
- ・ 利用者の状況によっては、ヘルパーが同乗する。

## ■ 効果と負担

### 効果

#### 【生活交通の確保】

- ・ 村営巡回バスの利用者数は 31,304 人、自家用有償運送の利用者数は 1,340 人であった(平成 18 年度)。
- ・ 福祉輸送サービスでは、医療機関への輸送等 708 回(往復)の利用があった(平成 19 年度)。

### 負担

#### 【市町村負担】【都道府県負担】

- ・ 平成 18 年度の収支状況は運賃収入が約 230 万円、経費が約 2,000 万円。経費と収入の差額は村の一般財源等で充当している。
- ・ また、長野県の「中山間地等生活確保事業」の補助金を活用してバスロケーションシステムを導入(平成 17 年度、約 530 万円)したり、日本宝くじ協会公益事業助成金によりバス車両購入(平成 18 年度、約 2,000 万円)を実施した。

## ■ プロセスと調整

### 住民意見の取り入れ

#### 【調整:対住民】【調整:対事業者】

- ・ 地域生活交通システムの見直しの際は、住民の意見も積極的に取り入れるために、地区・各種団体説明会、計画策定委員会、アンケート調査など数多く行った。
- ・ 村営巡回バス路線案については村の担当者が、各地区や老人クラブ、地域の総会に出向いて話をした。
- ・ 地域住民や事業者からの意見も取り入れるために、検討には、商工会や老人クラブ連合会、小中学校 PTA、社会福祉協議会の関係者や住民代表、バス事業者も参加している。
- ・ 運転手と利用者との会話で入手した意見を反映させ、時刻表の修正がされることもある。

## ■ 創意工夫・知見・教訓

### 利用者のニーズ把握の必要性

#### 【知見:利用者利便の追求】

- ・ 各事業が地域に根ざしたもの、より地域のニーズにあったものとなるように、常に利用者のニーズを把握し、即座に対応していくことが必要である。

### 各機関との調整の必要性

#### 【教訓:連携強化の必要性】

- ・ 今後も地域住民・NPO 法人・社会福祉協議会・村が連携・協力・協働し、継続して検討を行っていることが必要となる。
- ・ 有償運送ではタクシー業者との合意形成が困難な場合が多いため、運行範囲を狭く限定するなど、タクシー業の圧迫にならないよう努めている。

## ■ 連絡先、参考 URL 等

**連絡先**：中川村総務課 電話 0265-88-3001

**参考 URL**：中川村「中川村地域生活交通システム見直しの概要」

[http://www.vill.nakagawa.nagano.jp/data/transport/20080501\\_gaiyou.pdf](http://www.vill.nakagawa.nagano.jp/data/transport/20080501_gaiyou.pdf)